

平成17年第4回竜王町議会定例会

平成17年12月8日

午後1時05分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第81号 | 竜王町交通安全に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議第82号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議第83号 | 竜王町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議第84号 | 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第5 | 議第85号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議第86号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議第87号 | 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第
2号） |
| 日程第8 | 議第88号 | 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1
号） |
| 日程第9 | 議第89号 | 平成17年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議第90号 | 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議第91号 | 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川
町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第
1号） |
| 日程第12 | 議第92号 | 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議第93号 | 平成16年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議第94号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議第95号 | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議第96号 | 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
認定について |
| 日程第17 | 議第97号 | 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定 |

		について
日程第18	議第98号	平成16年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	議第99号	平成16年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議第100号	平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議第101号	近江八幡市、安土町、蒲生町、日野町及び竜王町介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少及び当該審査会共同設置規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて
日程第22	議第102号	近江八幡市、蒲生町、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会を設ける地方公共団体の数の減少について
日程第23	議第103号	近江八幡市、蒲生町、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

2 会議に出席した議員（13名）

1番 寺島健一	2番 川嶋哲也
3番 勝見幸弘	4番 村井幸夫
5番 近藤重男	6番 圖司重夫
7番 若井敏子	8番 竹山兵司
9番 辻川芳治	10番 岡山富男
11番 西 隆	12番 山田義明
13番 中島正己	14番 欠 番

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 山口喜代治	代表監査委員 小林徳男
助 役 勝見久男	教 育 長 岩井實成
総務政策主監 佐橋武司	住民福祉主監 池田純一
産業建設主監 三崎和男	政策推進課長 <small>兼企業誘致推進室長</small> 小西久次
総務課長 北川治郎	生活安全課長 青木 進
住民税務課長 杼木博子	福祉課長 久野まさ枝
健康推進課長 布施九蔵	産業振興課長 <small>兼農業委員会事務局長</small> 三井せつ子
建設水道課長 松村佐吉	出納室長 竹山喜美枝
教育次長 村地半治郎	教育課長 松浦つや子

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 川部治夫	書 記 古株治美
-------------	----------

開議 午後 1 時05分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより、平成17年第4回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

ここで、山口町長より、訂正についての発言を求められておりますので、これを許可します。

山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま議長さんに先般の提案理由の説明につきまして、一部訂正をさせていただくことにつきまして、許可をいただきましたので、訂正をさせていただきます。

先般、議第83号 竜王町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、このところでございますが、平成15年9月、地方自治法の改正に伴い、本条例を定め、平成16年度より道の駅およびシルバーワークプラザにおいて、指定管理者による管理を実施しているところですが、平成18年9月までに他の施設におきましても指定管理者としての管理に完全に移行することになっており、本条例の改正を行うものであります。この点を一部訂正をさせていただきます。

この中で、平成18年9月までに他の施設に指定管理者制度に移行することになっており、本条例の改正を行うものであります。このように訂正をさせていただきます。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 再度、申しわけございません。

それでは、先ほど申し上げました文言について、訂正をさせていただきます。

平成18年9月までに指定管理者制度に移行する計画となっており、本条例の改正を行うものであります。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議第81号 竜王町交通安全に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第1、議第81号を議題として、質疑に入ります。質疑は

ありませんか。

勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 議第81号 竜王町交通安全に関する条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

竜王町交通安全に関する条例の一部を改正する条例の中で、交通安全対策協議会を地域安全推進協議会に改めるということであります。

質問だけに移ります。

交通安全対策協議会がなくなり、地域安全推進協議会に統合されるという内容でございます。

地域安全推進協議会の中には、当然、交通安全も含まれるということでございますので、そのとおりのことであると思われるわけですが、近年、これだけ交通事故および犯罪や事件、事故等が頻繁に発生している現在において、交通安全とは別に防犯であるとか、防災に別組織として専門的に取り組んでおられる組織を統合することが、この運動の広がりとか、浸透させることに逆行させることにならないのかどうかということを懸念しております。その点について、明確なご回答をいただきたいと思っております。

各集落での委員さんの選出も実態としては、地域安全推進委員さんも交通安全推進委員さんも同じ方が兼務されているという実態がございますし、また担当課の事務事業の軽減にもなり、大いに結構なことなんでしょうございますが、本来、任意の協議会が一人立ちできるようにすべきであり、それを支援するのが担当行政の役割であると思っております。そういったことが、十分これからもしていただけるのかどうかということを確認しておきたいと思っておりますので、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** ただいま、勝見議員さんから交通安全に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご質問をいただきました。

まず、1点目でございますが、交通安全対策協議会と地域安全推進協議会を統合することによりまして、専門的分野を含めましての組織の弱体と申し上げますが、逆行しないかというご質問でございます。このことにつきましては、さきの提案理由でも申し上げましたように、交通事故をはじめ、犯罪、あるいは災害、事故は大変厳しい状況になっております。

こうしたことから、竜王町では平成10年3月に防犯、事故防止、当然、交通事

故を含みます防災に必要な基本理念を定めます竜王町安全なまちづくりに関する条例を定めているところでございます。

こうした中で、とりわけ交通安全、防犯、防災につきまして、総合的な地域安全活動として、それぞれの地域での充実強化を図っていただくために今回統合するものでございます。

当然、統合いたします組織といたしましては、交通安全にかかわる団体、機関、あるいは総合防災にかかわる関係機関、全委員が構成になっていただきまして、より総合的な組織に充実強化を図りたいと考えております。

事務局といたしましても、ややもいたしますと住民の皆さんが交通安全意識だけに、やや偏りつつございますが、竜王町の地域は地域安全活動として守っていただくということの意識の改革も図っていただきたいと思っております。

なお、2点目にご質問いただきました集落の委員さんでございすけども、現在、交通安全推進委員さんと地域安全推進委員さんがおっていただきます。この委員さんも、統合していただきまして、一層、地域安全活動の全体的な活動がしていただけるようお願いをしまいたいと思っております。

なお、この統合につきましては、それぞれ交通安全対策協議会、あるいは地域安全推進協議会の17年度の総会の中で議論をしていただいておりますので、統合するという方向で協議会自身も検討を加えていただいておりますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

**○議長（中島正己）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議第81号は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第82号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第2、議第82号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2、議第82号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議第83号 竜王町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する  
条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第3、議第83号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第83号に関して、質問をします。

まず、冒頭に町長が初日の提案説明の中の文言についての一部訂正をされたのですけれども、訂正されている言葉自体が明確ではなくて、訂正になっていないような感じもしていますので、まずその点から質問をしたいと思います。

当初説明があったのは、平成18年9月までに指定管理者制度に完全に移行することになっているという説明がされたんですね。それで、指定管理者制度というのは、指定管理者に公の施設を管理してもらうことにするのか、それとも今までどおり自治体の方で管理するのかと。それを選択することが平成18年9月までに決められて、それに移行していかなければいけないということなのだというふうに、私自身は認識をしているのですけれども、この当初の提案説明では、すべて指定管理者に管理を任せなければいけないというふうな文言であるので訂正をするべきだということを主張しているのですけれども、訂正された内容がそういうふうな説明、訂正にはなっていないような気がしますので、その点、まず1点目に町長に確認をしておきたいというふうに思います。

訂正された言葉は、町長自身が発言されていますので、これについては町長に

お伺いをしたいと思います。

2点目なんですけれども、この制度で一つは個別法との関係で、全員協議会でも一定説明もされているところなんです、公の施設、竜王町の場合、公の施設というのが、どれだけあるのかをまず明らかにしてほしいというのがあります。それで、個別法との関係で整合性が図れるようになっているのかどうかということについて、2つ目にお伺いしたいというふうに思うんですね。

それは、例えば言いますと老人ホームというものですとか、そういう言い方ではなくて個別法で対象外になっている施設というのが、公の施設だけでも個別法で対象外になっている施設があるというふうに聞いていますので、それが竜王町の場合、どこなのかということと、制度そのものの対象外になる施設があるというふうに確認してますので、いわゆる管理権限の問題ですけども、その辺も明らかにして施設を分類するという形で表示をしていただきたいというふうに思うんですね。

具体的には、例えば老人ホームの問題ですけども、老人ホームというのは、社会福祉法という法律に基づく施設だったかなというふうに思うんですけども、そこでいえば老人ホームの経営は、社会福祉法の経営というのは、国とか自治体とか、あるいは社会福祉法人に原則として限定されているものだというふうに思うんですね。それが、この今提案されている条例でいきますと、そういう個別法が先に関係するんだと、その整合性についての明記がないので、その点を確認をしておきたいというふうに思うんです。個別法が先なのかどうかということですね。

3つ目にお伺いしたいのは、ちょっと具体的な問題になるんですけども、今回の条例改正で明らかになっていない点が幾つかあるなと思うので、そのことについてのお考えをお伺いしたいと思うんです。

だから、3番目の一つ目になりますけども、施設の運営に対する利用者ですとか、住民の皆さんの声がどういう形で反映されるかという問題なんですね。

ここには事業報告書の作成および提出等というのが、第10条にあるんですけども、この10条の中に利用者の声を掌握しなければならない、あるいは利用者の声をまず聞かなければならない。聞く、そういう、アンケートをとるとか、そういう体制ができなければいけないということが明記されるべきだというふうに思っていますので、利用者の声を反映させるために、この条例で、これで十分なのかという問題ですね。



2つ目は、個人情報の問題も、もちろん別の法律があるわけですが、指定管理者が得た個人情報の保護について、この条例の中でも明記する必要があるのではないのかという点が2点目です。

もう一つは、議会に対する報告義務というのは、この条例の中にはないんですよね。議会は全く関知しないところで指定管理者が管理するということになりますので、議会に対する報告義務もここに明記されるべきだというふうに私自身は思っていますので、これについてどうなのかという問題と。

兼業禁止規定ですね。例えば、議員がほかの法人を持ってて、その議員が所属している法人が指定管理者になるというふうなことも考えられるかなというふうに思うんですが、それはだめですよというようなことは、この条例の中には何も書いてない。これがどうなのかというのが4つ目です。

それと、もう一つは、金銭の授受に関する経理の収支状況というのは報告する必要があるんですけども、事業そのものについての報告というのはないんですね。事業そのものを監督するという、指定管理者の団体の事業そのものを管理するという項目が、この中には見当たらないんですね。ここらが、どうなのかということ細かい問題で5つ、お伺いしたいと思います。

もう一つは、これは今3点目の1、2、3、4、5と言うんですけども、次、4点目ですが、この条例そのものとは直接関係ないと言われたらそういうことなんです、条例を認めるかどうかということは、やっぱりここにもかかわってきますので、人の問題がどうなるのかという問題ですね。

今、町の職員さんが、全部施設管理は町がやっていますから、そこにおられる町の職員さんというのがあるわけですが、その人たちがリストラの対象になるような法律をもし、この条例をつくることによって、そういうことになる私たちとしては非常に心苦しいものがありますから、町の職員さんの体制は、この条例ができることで、どういうふうに影響するのかということについての考え方を伺いしたいと思います。

ちょっと細かくいくつにもなりましたが、一つひとつ丁寧にお答えくださいますようお願いいたします。

質問がわからなければ説明しますが。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま、若井議員さんの方から、説明についてわかりにくい点があるということでございます。

先ほど、指定管理者制度と申し上げましたのは、18年9月までに町の施設について直営で行うのか、あるいは指定管理者に管理をしてもらうのかを選択し、決定するものということですので、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** 若井敏子議員さんから、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正につきましてご質問いただいたわけでございます。この条例につきましては、昨年の3月に条例を新たに制定をさせていただいたところでございます。ご承知のとおり、平成15年9月に自治法が改正をされまして、民間も含めた中で施設管理が任されるというような法律ができてまして条例が制定をしているわけでございます。

この条例の適用につきましては、この条例の法律の制定以後の指定につきましては、ただちに指定管理という手続になるわけでございますけれども、それ以前の施設につきましては、3年間の猶予が与えられているというようなことでございまして、来年の9月が、その3年の期間が来るわけでございます。そういう中で、竜王町も公の施設と町が所有、設置をしております施設というのは非常にたくさんあるわけでございますけれども、その管理運営につきまして直営か、または指定管理に出すのかという判断をする中で進めていかなければならないというような状況にあるわけでございます。

そういう中で昨年の3月に制定をいたしております条例につきまして、さらに制度を高めていくというようなことで今般、条例改正をさせていただいているところでございます。

条例改正につきましては、今回の改正につきましては、手続的な部分をさらに明確にしていくというようなことで改正をさせていただいております。

さらに、実施の部分につきましては、規則等も制定をしていかなければならないということになるわけでございますが、規則等につきましては現在調整をさせていただいているというようなことでございまして、若井議員さんの方からは幾つかのご質問をいただいたわけでございますが、今後、規則の改正の中で十分そういった点につきましても検討を加えながら定めてまいりたいというように考えておりますので、個々のご質問のお答えは今ここでできませんので、ひとつお許しをいただきまして、十分、ご意見等を参考にさせていただきながら今後の改正に対応してまいりたいと、このように考えますので、よろしくお願い申し上げまして回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見助役。

○助役（勝見久男） 私の方から、ご質問のありました指定管理者制度にかかわっての人の問題についてでございますが、現在、町の施設もたくさんあるわけですが、その中で直営で管理をいたしております施設と、それからいわゆる第三セクターと委託で管理をいたしておりますところとあるわけですが、これを指定管理者制度に移行していくということになりますと、まず直営でやっております施設につきましては、指定管理者の制度を取り入れて、指定管理者の制度にするということになりますと、直営の町の職員の待遇をどうするかという問題が発生をしております。

このことにつきましては、当然、町の職員でありますから、いろいろ配置転換等で一定の対応をさせていただくということも可能になるわけですが、特に委託に出しております施設につきまして、これを指定管理者制度で公募による、あるいはいろんな方法があるわけですが、指定管理していこうということになりますと、そこで今現在働いておっていただく職員の皆さんの待遇をどうするかという問題が大きな問題となっております。

このことについては、県下でも他の市町村でいろいろ指定管理が言われております中で、こういったことについてもいろいろと問題になるというようなことも聞いておるところもあるんですが、これも当然、指定管理者の制度について、今現在働いておられる職員の皆さん方の待遇をどうするかというのがありますので、この問題を一定整理をし、当然、そのところで働いておっていただく職員さんとの、いろんな話し合い、協議の中で、これは進めていかなければならないと、こういうことになろうかと思っております。

そういうこともありまして、極端にことを運んでいきますと確かに大きな問題にもなるということになりますので、この辺のところは十分、協議をしながら進めていかななくてはならないかなと、こういうふうに思っておりますので、ちょっと、はっきりした回答にはなりません、そういうことであるということをお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。

7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 一生懸命、一つひとつ1番、2番とかいって、一生懸命に丁寧に説明してるのに、ひっくり返して何にも触れないで回答されたんでは、もう、ここで質問している意味があるのかなと思いますので、確認をしておきたいと

思うんですが、個別法の問題なんです、例えば町の公民館が指定管理者に移行することになると、例えばしますよね。そうすると、民間の事業者が名乗りを上げて公募でそれに決まったというときに、その会社が公民館長は、うちの課長にしてもらいます、主事は資格を持ってる子がいるので、この子がしますと、仮にそれを決めますよね。そうすると、社会教育法という法律でいくと、そういう館長やとか、主事やとか、そういう配置は教育長が推薦して教育委員会が決めないかんとという法律があるわけですね。

こういうときに、どうなるのという問題が出てくるよという話なんです。それは、公民館の問題だけではなくて、老人ホームの問題でも社会福祉法人がやらなければならないというのをそうじゃないところが、今、民間導入で、あの条文の中には、それぞれの個別法に基づく対象のものでなければ、そこへ名乗りを上げることができないという項目がないので、当然、選定委員会で選定されるんでしょうけれども、あの条例そのものにそういう文言がないから、だれでも手を挙げていいということにはならないやろうと、そういう問題が起こってくるから一つひとつの個々の施設に対して、そういう制限がある施設か、あるいはもう、これは指定管理としてはそぐわないという施設なのかと、そういう区分をちゃんとしてよという話を一番最初にしてるんですけども、どの施設があるのかも、何も明らかにされないし、これはちょっと回答としては、もちろん今後検討しますという話はありませんけども、きちんとやっぱり、これは回答してもらわなければいけないので、後日でいいので、きちんと町の公の施設という該当のものを明記していただいて、これはそういう制限がある施設、これは全く制限がない施設という区分けをちゃんとして議会に出してください。

都市公園の話が全員協議会の中で出てたんですけど、都市公園そのものは、あれも法律によって公園そのものを管理することは、きっとできないと思うんです。

例えば、売店の部分を指定管理者に任せるといようなことはできても、ひっくるめてというのは、確か、できひんのと違うかなというように思いますので、そういうものも含めて明らかに、きちんと表を議会に出して明らかにしてほしいというのをお願いしておきます。

規則の中で考えますというお話がありましたので、あえて繰り返しておきますと、規則の中できちんと考えてほしい内容5点、先ほど質問した内容ですが、5点ですが、まず利用者の声をきちんと聞く体制をとること。個人情報保護

されること。議会に対して報告されること。兼業禁止のこと。業務そのものの報告をすること。この5点については、規則の中でちゃんと入れてほしいというのを改めてお願いしておきたいと思います。

人の問題については、助役から回答をいただいたとおりでいいかと思うんですけども、やっぱりこの条例を認めることで私ら議会が事業団の職員さんのリストラに手を貸したということになると、それこそ賛成したいものも賛成できなくなってくるので、その辺についてはきちんと配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（中島正己）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中島正己）** ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議第83号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第84号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第5号）

○議長（中島正己） 日程第4、議第84号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、西 隆議員。

○11番（西 隆） 私は、1点についてお聞きしたいと思います。

まず、土木委託費の河川愛護活動事業費委託金、これは県の支出金が当初25万円が313万7,000円になっております。全員協議会で竜王町は、きばってやっていただくから河川のこういう、河川愛護の委託金をふやすということを聞きました。

それに対して、各集落にいわゆる補助金として出てる金、これが当初248万円あったのが230万円に減額されております。県からの支出金がふえている上に、地区に下りてくる金が減ってるということ。

毎年、7月の第1日曜日を基準日に前後の大変暑い日に住民の方の協力により、竜王の河川は守られているというか、きれいにしていただいています。それが、そのときに各集落から、毎年もう少し河川にかかる費用、これが見られないものかということが言われております。今までも一般質問をされております。

県の方から、こういう費用もふえておるのに、なぜ町の方が減っているのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村佐吉） 西議員さんの河川愛護に伴う補助金の関係につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

今回、委託金につきましては、いわゆる予算の振りかえということで、さらに県の方から増額をいただきましたもので減額、増額をさせてもらっております。

さきにご指摘がございましたように、町の持分につきましては当初のように予算を計上いたしております。というようなことで、ご報告をさせていただきたいというように思います。

○議長（中島正己） ほかに質疑はございませんか。

11番、西 隆議員。

○11番（西 隆） 町の予算をふやしたということですが、補正前の各集落に対する河川愛護の補助金、補正後の差があったと思うんですよ。その数字でご回答をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 三崎産業建設主監。

○産業建設主監（三崎和男） 西議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

補正予算の事項別明細書18ページを見ていただきますと、河川総務費で今回、230万円、河川愛護作業補助金230万円を補正をさせてもらったんでございますけれども、当初に248万円ということで、合計で478万円の、今回230万円を補正で増額させてもらって、合計では478万円を集落の方へ助成金として、補助金として補助をさせてもらうわけでございます。

県の方から入っておりますのは、今までは補助金で入っておりましたけれども、委託金で県の方は、歳入の方は委託金で入っております。本年度につきましては、17年度に比べましていろんな、距離とか面積になっておりますので、それをいろいろと、うちは実態調査をさせてもらいまして、16年度に比べて17年度は、竜王町の場合は大幅に集落への補助金がふえているということでございま

す。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、議第84号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第85号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第1号）**

○議長（中島正己） 日程第5、議第85号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議第85号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議第86号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第2号）**

○議長（中島正己） 日程第6、議第86号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより、採決を行います。
日程第6、議第86号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第6、議第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議第87号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（中島正己） 日程第7、議第87号を議題として質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議第87号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議第88号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中島正己） 日程第8、議第88号を議題として質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第8、議第88号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第8、議第88号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議第89号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（中島正己） 日程第9、議第89号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議第89号は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第90号 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（中島正己） 日程第10、議第90号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第10、議第90号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第10、議第90号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第91号 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計補正予算（第1号）**

○議長（中島正己） 日程第11、議第91号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第11、議第91号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第11、議第91号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第92号 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（中島正己） 日程第12、議第92号を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略

して、本案は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議第92号は、産業建設環境常任委員会に審査を付託いたし

ますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

- |       |        |                                                                     |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 日程第13 | 議第93号  | 平成16年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について                                           |
| 日程第14 | 議第94号  | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）<br>歳入歳出決算認定について                         |
| 日程第15 | 議第95号  | 平成16年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）<br>歳入歳出決算認定について                         |
| 日程第16 | 議第96号  | 平成16年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算<br>認定について                               |
| 日程第17 | 議第97号  | 平成16年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定<br>について                                 |
| 日程第18 | 議第98号  | 平成16年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に<br>ついて                                  |
| 日程第19 | 議第99号  | 平成16年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ<br>いて                                   |
| 日程第20 | 議第100号 | 平成16年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川<br>町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算<br>認定について |

○議長（中島正己） 日程第13、議第93号から、日程第20、議第100号までの8議案を一括議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第13、議第93号については、6人の委員をもって構成する決算第一特別委員会を設置して、これに審査を付託し、また日程第14、議第94号から日程第20、議第100号までの7議案については、7人の委員をもって構成する決算第二特別委員会を設置して、これに審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議第93号については、6人の委員をもって構成する決算第

一特別委員会を設置して、これに審査を付託し、また日程第14、議第94号から日程第20、議第100号までの7議案については、7人の委員をもって構成する決算第二特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算第一特別委員会及び決算第二特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

決算第一特別委員会委員に、2番、川嶋哲也議員、3番、勝見幸弘議員、6番、圖司重夫議員、9番、辻川芳治議員、10番、岡山富男議員、13番、中島正己を指名いたします。

次に、決算第二特別委員会委員に、1番、寺島健一議員、4番、村井幸夫議員、5番、近藤重男議員、7番、若井敏子議員、8番、竹山兵司議員、11番、西隆議員、12番、山田義明議員を指名いたします。

この際、午後2時5分まで暫時休憩いたしますので、決算第一特別委員会委員の方は第一委員会室へ、決算第二特別委員会の委員の方は301会議室へ集合願います。この間に正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時05分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、三崎産業建設主監より、訂正についての発言を求められておりますので、これを許可いたします。

三崎産業建設主監。

**○産業建設主監（三崎和男）** 先ほどの西議員さんの質問に対しましてのご回答の中で、河川愛護作業補助金、今回補正させてもらいましたのは230万円で、当初が248万円で合計で478万円と申し上げましたけれども、当初の248万円には河川愛護の作業補助金のほかに、ほかの補助金等がございますので、河川愛護作業補助金だけを申し上げますと、当初は133万7,000円。

そして、今回、230万円の補正をさせてもらいまして、363万7,000円が河川愛

護作業補助金でございますので、ご訂正して、おわびを申し上げます。

よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 決算第一特別委員会及び決算第二特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際、報告申し上げます。

決算第一特別委員会委員長に岡山富男議員、同副委員長に川嶋哲也議員。

決算第二特別委員会委員長に西 隆議員、同副委員長に若井敏子議員がそれぞれ選任されました。よろしく願いいたします。

なお、両委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議第101号 近江八幡市、安土町、蒲生町、日野町及び竜王町介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の減少及び当該審査会共同設置規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて

日程第22 議第102号 近江八幡市、蒲生町、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会を設ける地方公共団体の数の減少について

日程第23 議第103号 近江八幡市、蒲生町、日野町及び竜王町日野川用水施設管理協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

○議長（中島正己） 日程第21、議第101号から、日程第23、議第103号までの3議案についてを一括議題といたします。

これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第21、議第101号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第21、議第101号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第102号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第22、議第102号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第103号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第23、議第103号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時09分